

千葉県報

定例
令和6年4月23日

主要目次

- 保安林の指定 一
- 知事管理漁獲可能量 一
- 千葉港港湾計画の変更の概要 二
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 三
- 令和六年度狩猟免許試験の実施 三
- 令和六年度狩猟免許更新の適性試験の実施 四
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出(二件) 六
- 県営土地改良事業の工事の完了 七
- 特定調達公告 七
- 入札公告 七
- 落札者等の公告(二件) 八

告示

千葉県告示第二百九十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
 令和六年四月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 保安林の所在場所
大網白里市池田字秀田五四四番一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び大網白里市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百九十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和六管理年度(令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間をいう。)における同項に規定する数量を次のとおり定めた。
 令和六年四月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
六〇・〇トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分する数量 |
|--|--------|
| 一 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(四月から六月まで) | 三・五トン |
| 二 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(七月から九月まで) | 〇・五トン |
| 三 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで) | 六・九トン |
| 四 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(一月から三月まで) | 〇・五トン |
| 五 千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(四月から六月まで) | 六・四トン |
| 六 千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(七月から九月まで) | 〇・五トン |
| 七 千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで) | 七・一トン |
| 八 千葉県夷隅地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(一月から三月まで) | 六・七トン |
| 九 千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(四月から六月まで) | 三・二トン |

| | | |
|----|-----------------------------------|--------|
| 十 | 千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(七月から九月まで) | 〇・五トン |
| 十一 | 千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで) | 二・七トン |
| 十二 | 千葉県安房地区くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(一月から三月まで) | 四・〇トン |
| 十三 | 千葉県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 | 一一・二トン |

二 くるまぐろ(大型魚)
 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
 二九・一トン
 2 知事管理区分に配分する数量

| | | |
|---|-------------------------------|--------|
| 一 | 千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(四月から六月まで) | 一一・八トン |
| 二 | 千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(七月から九月まで) | 二・〇トン |
| 三 | 千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(十月から十二月まで) | 二・九トン |
| 四 | 千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(一月から三月まで) | 七・九トン |
| 五 | 千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 | 二・二トン |

三 するめいか
 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
 現行水準
 2 知事管理区分に配分する数量

| | |
|------------|--------|
| 知事管理区分 | 配分する数量 |
| 千葉県するめいか漁業 | 現行水準 |

千葉県告示第二百九十四号
 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第一項の規定により定めた千葉港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。
 令和六年四月二十三日
 千葉県知事 熊谷 俊人
 一 港湾計画の変更の概要
 平成三十年千葉県告示第五百四十九号(千葉港湾計画の変更の概要)によりその概

要を告示した千葉港湾計画について、軽易な変更をした事項は、次のとおりである。
 1 専用埠頭計画(変更)

| | | | | |
|------|-----------|----------|------|------|
| 埠頭 | 公共用又は専用の別 | 水深(メートル) | バース数 | 用途 |
| 葛南西部 | 専用 | 六・〇 | 一 | 一般船用 |

2 小型船だまり計画(変更)

| | | |
|-------|----------|-----------|
| 泊地 | 水深(メートル) | 面積(ヘクタール) |
| 千葉県中央 | 三・〇(四・五) | 二 |

(二) 物揚場

| | | |
|---------------|----------|----------|
| 千葉県中央 | 水深(メートル) | 延長(メートル) |
| 既設一二メートルを廃止する | 四・〇 | 一四九 |

(三) 小型栈橋

| | |
|-------|----|
| 千葉県中央 | 基数 |
| 一 | 数 |

(四) 岸壁

| | | | | |
|-------|-----------|----------|------|------|
| 千葉県中央 | 公共用又は専用の別 | 水深(メートル) | バース数 | 用途 |
| 公共 | 四・五 | 一 | 一 | 一般船用 |

(五) 埠頭用地

| | |
|-------|-----------|
| 千葉県中央 | 面積(ヘクタール) |
| 一 | 一 |

3 土地造成及び土地利用計画(変更)

| | | | |
|-------|---------------|---------------|-----------|
| 千葉県中央 | 土地造成面積(ヘクタール) | 土地利用面積(ヘクタール) | 用途 |
| 一 | 二四 | 二四 | 埠頭用地 |
| 二 | 二四 | 二一 | 工業用地 |
| 三 | 二一 | 一八八 | 港湾関連用地 |
| 四 | 二一 | 九一 | 埠頭用地 |
| 五 | 二一 | 四七 | 埠頭用地 |
| 六 | 二一 | 二一 | 都市機能用地 |
| 七 | 二一 | 二一 | 交通機能用地 |
| 八 | 二一 | 二一 | 緑地 |
| 九 | 二一 | 二一 | 廃棄物処理施設用地 |

二 港湾計画の縦覧の場所

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県県土整備部港湾課

千葉県告示第二百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年四月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 施行者の名称 船橋市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第九号公共下水道
- 三 事業施行期間 平成四年三月十日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 収用の部分 平成四年千葉県告示第百六十八号、平成六年千葉県告示第百三十五号、平成八年千葉県告示第百五十六号、平成十年千葉県告示第百五十一号、平成十三年千葉県告示第百三十号、平成十七年千葉県告示第百三十五号、平成十七年千葉県告示第百八十五号、平成十九年千葉県告示第百四十二号、平成二十二年千葉県告示第百六号、平成二十二年千葉県告示第百五十二号、平成二十四年千葉県告示第百五十一号、平成二十七年千葉県告示第百三十二号、平成二十九年千葉県告示第百二十九号、令和二年千葉県告示第百三十五号、令和四年千葉県告示第百三十六号及び令和五年千葉県告示第百五十七号の事業地に船橋市飯山満町三丁目の一部の区域を加えた区域
 - 使用の部分 平成四年千葉県告示第百六十八号、平成六年千葉県告示第百三十五号、平成八年千葉県告示第百五十六号、平成十年千葉県告示第百五十一号、平成十三年千葉県告示第百三十号、平成十七年千葉県告示第百三十五号、平成十七年千葉県告示第百八十五号、平成十九年千葉県告示第百四十二号、平成二十二年千葉県告示第百六号、平成二十二年千葉県告示第百五十二号、平成二十四年千葉県告示第百五十一号、平成二十七年千葉県告示第百三十二号、平成二十九年千葉県告示第百二十九号、令和二年千葉県告示第百三十五号、令和四年千葉県告示第百三十六号及び令和五年千葉県告示第百五十七号の事業地のうち船橋市飯山満町三丁目地内において事業地を変更する。

公 告

令和六年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により、令和六年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和六年四月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

試験期日、狩猟免許の種類及び場所

| 試験回数 | 期日 | 狩猟免許の種類 | 場 所 |
|------|-----------------|--------------------|-----------------------|
| 第一回 | 令和六年六月二十二日(土曜日) | 網猟免許 わな猟免許 | 千葉県射撃場(市原市古敷谷二、六二〇番地) |
| 第二回 | 令和六年六月二十三日(日曜日) | 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許 | 〃 |
| 第三回 | 令和六年七月三十一日(水曜日) | 網猟免許 わな猟免許 | 〃 |
| 第四回 | 令和六年八月一日(木曜日) | 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許 | 〃 |
| 第五回 | 令和六年八月十七日(土曜日) | わな猟免許 | 〃 |
| 第六回 | 令和六年十一月二日(土曜日) | わな猟免許 | 〃 |
| 第七回 | 令和六年十一月三日(日曜日) | 第一種銃猟免許 | 〃 |
| 第八回 | 令和六年十二月七日(土曜日) | 第一種銃猟免許 | 〃 |
| 第九回 | 令和六年十二月八日(日曜日) | わな猟免許 | 〃 |
| 第十回 | 令和七年二月二日(日曜日) | わな猟免許 | 南房総市役所(南房総市富浦町青木二八番地) |

備考

- 一 試験時間は、午前八時三十分から午後四時三十分までとする。
- 二 二種類以上の狩猟免許の試験を行う会場においては、いずれか一種類の試験に限り受験することができる。

二 狩猟免許申請書の受付期間及び試験の定員

| 受付期間 | 定員 |
|------|----|
| | |

| | | | |
|------------|-------------------------------|---------------|------------|
| 第一回試験に係るもの | 令和六年五月二十三日(木曜日)から三十一日(金曜日)まで | 網猟免許 | 一〇名 |
| 第二回試験に係るもの | 〃 | 網猟免許 | 六〇名 |
| 第三回試験に係るもの | 令和六年六月三日(月曜日)から十二日(水曜日)まで | 網猟免許 わな猟免許 | 一〇名 八〇名 |
| 第四回試験に係るもの | 〃 | | 六〇名 |
| 第五回試験に係るもの | 〃 | | 九〇名 |
| 第六回試験に係るもの | 令和六年十月三日(木曜日)から十一日(金曜日)まで | | 九〇名 |
| 第七回試験に係るもの | 〃 | | 六〇名 |
| 第八回試験に係るもの | 令和六年十月二十五日(金曜日)から十一月五日(火曜日)まで | | 六〇名 |
| 第九回試験に係るもの | 〃 | | 九〇名 |
| 第十回試験に係るもの | 令和六年十二月九日(月曜日)から十九日(木曜日)まで | | 九〇名 |

備考

- 一 県の休日(土曜日、日曜日、祝日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までをいう。)は、受付を行わない。
 - 二 受付時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。
 - 三 試験の申請をした者は、当該試験の合格発表の後でなければ、他の試験の申請をすることができない。
 - 三 狩猟免許申請書の提出先
千葉県又は市原市に住所がある者は環境生活部自然保護課狩猟・保護班、その他の者はその住所を管轄する地域振興事務所の地域環境保全課
 - 四 その他
この狩猟免許試験の詳細については、環境生活部自然保護課狩猟・保護班又は各地域振興事務所の地域環境保全課に問い合わせること。
- 令和六年度狩猟免許更新の適性試験の実施
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第

五十一条第二項の規定により、令和六年度狩猟免許更新の適性試験を次のとおり実施する。

令和六年四月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

| 実施期日及び場所 | 期日 | 場 所 |
|----------|-----------------|-------------------------------|
| 第一回適性試験 | 令和六年六月六日(木曜日) | 船橋市中央公民館(船橋市本町二丁目二番五号) |
| 第二回適性試験 | 令和六年六月十三日(木曜日) | さわやかちば県民プラザ(柏市柏の葉四丁目三番一号) |
| 第三回適性試験 | 令和六年六月十四日(金曜日) | 東庄町公民館(香取郡東庄町笹川い四、七一三番地一三一) |
| 第四回適性試験 | 令和六年六月二十日(木曜日) | 多古町コミュニティプラザ(香取郡多古町多古二、八五五番地) |
| 第五回適性試験 | 令和六年六月二十四日(月曜日) | 香取合同庁舎(香取市佐原イ九二番地一) |
| 第六回適性試験 | 令和六年六月二十五日(火曜日) | 市川市勤労福祉センター(市川市南八幡二丁目二〇番一号) |
| 第七回適性試験 | 令和六年六月二十七日(木曜日) | 流山市文化会館(流山市加一丁目一六番地二) |
| 第八回適性試験 | 令和六年七月一日(月曜日) | 君津市民文化ホール(君津市三直六二二番地) |
| 第九回適性試験 | 令和六年七月二日(火曜日) | 銚子市市民センター(銚子市小畑新町七、七五六番地) |
| 第十回適性試験 | 令和六年七月四日(木曜日) | のさかアリーナ(匝瑳市今泉六、五三六番地一) |
| 第十一回適性試験 | 令和六年七月五日(金曜日) | 大多喜町立中央公民館(夷隅郡大多喜町大多喜四八六番地一〇) |
| 第十二回適性試験 | 令和六年七月八日(月曜日) | 印旛合同庁舎(佐倉市鍋木仲田町八番一) |
| 第十三回適性試験 | 令和六年七月九日(月曜日) | 山武合同庁舎(東金市東新宿一丁目一一番地) |

| | | | |
|------------------|-----------------|----------------------------|--------------------------|
| 第一回適性試験 に係るもの | 受付期間等 | 狩猟免許更新申請書の受付期間等 | |
| | | 令和六年五月九日(木曜日)から二十三日(木曜日)まで | 期間 |
| 試験 | (火曜日) | 番地) | 千葉県南総文化ホール(館山市北条七四〇番地の一) |
| 第十四回適性試験 | 令和六年七月十日(水曜日) | 山武合同庁舎(東金市東新宿一丁目一番地) | |
| 第十五回適性試験 | 令和六年七月十一日(木曜日) | 東葛飾合同庁舎(松戸市小根本七番地) | |
| 第十六回適性試験 | 令和六年七月十七日(水曜日) | 千葉県南総文化ホール(館山市北条七四〇番地の一) | |
| 第十七回適性試験 | 令和六年七月十八日(木曜日) | 千葉県東総文化会館(旭市ハの六六六番地) | |
| 第十八回適性試験 | 令和六年七月二十一日(日曜日) | 成田市大栄公民館(成田市松子三九三番地) | |
| 第十九回適性試験 | 令和六年七月二十二日(月曜日) | 千葉県教育会館(千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号) | |
| 第二十回適性試験 | 令和六年七月二十三日(火曜日) | 長生合同庁舎(茂原市茂原一、一〇二番一) | |
| 第二十一回適性試験 | 令和六年七月二十四日(水曜日) | 八千代市市民会館(八千代市萱田町七二八番地) | |
| 第二十二回適性試験 | 令和六年七月二十六日(金曜日) | 印旛合同庁舎(佐倉市鏑木仲田町八番一) | |
| 第二十三回適性試験 | 令和六年八月二日(金曜日) | 印旛合同庁舎(佐倉市鏑木仲田町八番一) | |
| 第二十四回適性試験 | 令和六年八月六日(火曜日) | 鴨川市総合運動施設(鴨川市太尾八六六番地一) | |
| 第二十五回適性試験 | 令和六年八月三十日(金曜日) | 千葉県教育会館(千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号) | |
| 第二十六回適性試験 | 令和六年八月三十一日(土曜日) | 千葉県射撃場(市原市古敷谷二、六二〇番地) | |

| | |
|-------------------|------------------------------|
| 第二回適性試験 に係るもの | 令和六年五月十日(金曜日)から二十四日(金曜日)まで |
| 第三回適性試験 に係るもの | " |
| 第四回適性試験 に係るもの | " |
| 第五回適性試験 に係るもの | " |
| 第六回適性試験 に係るもの | 令和六年五月十三日(月曜日)から二十七日(月曜日)まで |
| 第七回適性試験 に係るもの | " |
| 第八回適性試験 に係るもの | " |
| 第九回適性試験 に係るもの | " |
| 第十回適性試験 に係るもの | 令和六年六月六日(木曜日)から二十日(木曜日)まで |
| 第十一回適性試験 に係るもの | 令和六年六月七日(金曜日)から二十一日(金曜日)まで |
| 第十二回適性試験 に係るもの | 令和六年六月十日(月曜日)から二十四日(月曜日)まで |
| 第十三回適性試験 に係るもの | 令和六年六月十一日(火曜日)から二十五日(火曜日)まで |
| 第十四回適性試験 に係るもの | 令和六年六月十二日(水曜日)から二十六日(水曜日)まで |
| 第十五回適性試験 に係るもの | 令和六年六月十三日(木曜日)から二十七日(木曜日)まで |
| 第十六回適性試験 に係るもの | 令和六年六月十九日(水曜日)から七月三日(水曜日)まで |
| 第十七回適性試験 に係るもの | 令和六年六月二十日(木曜日)から七月四日(木曜日)まで |
| 第十八回適性試験 に係るもの | 令和六年六月二十一日(金曜日)から七月五日(金曜日)まで |
| 第十九回適性試験 に係るもの | 令和六年六月二十四日(月曜日)から七月八日(月曜日)まで |

| | |
|----------------|---------------------------------|
| 試験に係るもの | 令和六年六月二十五日(火曜日) から七月九日(火曜日) まで |
| 第二十二回適性試験に係るもの | 令和六年六月二十六日(水曜日) から七月十日(水曜日) まで |
| 第二十三回適性試験に係るもの | 令和六年六月二十八日(金曜日) から七月十二日(金曜日) まで |
| 第二十四回適性試験に係るもの | 令和六年七月五日(金曜日) から十九日(金曜日) まで |
| 第二十五回適性試験に係るもの | 令和六年七月十日(水曜日) から二十四日(水曜日) まで |
| 第二十六回適性試験に係るもの | 令和六年八月二日(金曜日) から十六日(金曜日) まで |
| 試験に係るもの | 〃 |

備考

- 一 土曜日、日曜日及び国民の祝日は、受付を行わない。
- 二 受付時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。
- 三 郵送による場合は、それぞれの受付期間の最終日までに到着のものに限り有効とする。

三 狩猟免許更新申請書の提出先

千葉市又は市原市に住所がある者は環境生活部自然保護課狩猟・保護班、その他の者はその住所を管轄する地域振興事務所の地域環境保全課

四 その他

この狩猟免許更新の適性試験の詳細については、環境生活部自然保護課狩猟・保護班又は各地域振興事務所の地域環境保全課に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年四月二十三日から八月二十三日まで縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月二十三日から八月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドン・キホーテ館山店
館山市安布里字五反田一六三番一ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹
東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹
東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年十二月五日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、四五八平方メートル
 - 5 駐車場の収容台数
一〇五台
 - 6 駐輪場の収容台数
七〇台
 - 7 荷さばき施設の面積
九六平方メートル
 - 8 廃棄物等の保管施設の容量
一二立方メートル
 - 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前零時、閉店時刻は午前零時
 - 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から翌午前零時まで
 - 11 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
 - 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 届出年月日
令和六年四月四日
- 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び館山市経済観光部雇用商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。
 その届出及び添付書類は、令和六年四月二十三日から八月二十三日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月二十三日から八月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和六年四月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドラッグコスモス請西店
 木更津市請西二丁目二五番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一
 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一
 ロ 大規模小売店舗の新設をする日
 令和六年十二月五日
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、三八四平方メートル
- 4 大規模小売店舗の収容台数
 四六台
- 5 駐輪場の収容台数
 一五台
- 6 荷さばき施設の面積
 四八平方メートル
- 7 廃棄物等の保管施設の容量
 一四立方メートル
- 8 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和六年四月四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

県営土地改良事業の工事の完了

山武郡横芝光町の一部を受益地域とする県営篠本新井地区土地改良事業（区画整理）は、令和五年十二月二十五日をもってその工事を完了した。

令和六年四月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月23日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 書ききり型撮影媒体（SDメモリーカード） 52, 680枚

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 令和6年7月31日

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により

| | |
|---|---|
| <p>難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調達契約第三係 電話043（201）0110</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和6年4月23日から5月10日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年6月3日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年6月3日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和6年6月4日午前10時 千葉県警察本部5階入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第133号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する</p> | <p>データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年5月10日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和6年5月10日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 52,680 Pieces of SD-WORM Cards</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 3 June 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和6年4月23日</p> <p>千葉県印旛地域振興事務所長 飯 島 里 美</p> <p>【掲載順序】</p> |
|---|---|

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
 ①千葉県印旛合同庁舎総合管理業務委託 一式 ②千葉県印旛地域振興事務所 佐倉市
 楠木仲田町8番地1 ③令和6年3月22日 ④ベストビルサービス株式会社 松戸市三
 ケ月1512番地 ⑤58,905,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年12月26
 日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和6年4月23日

千葉県企業局長 三 神 彰

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
 ①新受付システム開発運用業務委託 一式 ②千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見
 川区幕張町五丁目417番地24 ③令和6年2月14日 ④株式会社日立製作所 千葉
 市中央区新千葉一丁目4番3号 ⑤1,896,400,000円 ⑥一般競争入札 ⑦
 令和5年11月17日

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八